

AiKS

[アイクス]

No.68

アイクスグループ40周年記念講演開催のご案内
船井総研コンサルタントが語る！

税ミナール

アイクス人事ナビ

AiKS Medical News

お客様紹介

私のお宝

新入社員紹介

企業の存続・発展と企業文化

09年11月号の「AIKS」で自社の組織力分析という内容で書かせていただきました。その中で好ましい企業文化の5つの要素について触れさせていただいています。

今回は、企業文化についてもう少し詳しく触れさせていただきます。

最近また注目されているピーター・F・ドラッカーが企業の存続・発展を保証するものとして下記の2つのことを説いています。



アイクスグループ
代表 小長谷 康

1. 自らの営業構造や商品力を環境の変化に適合させ、新たな発展機会を次々に開発していくことを目指した正しい経営戦略を持っていること。
2. 経営戦略を強力に推進しようとする優れたリーダーとその価値観を具現化した好ましい企業文化が形成されていること。

亀井前大臣が半ば強引に押し通した中小企業金融円滑法（モラトリアム法）により、金融機関は対象となった再生支援先企業と「実抜計画書」（実現可能性が高い、抜本的な経営再建計画書）の策定することが義務付けられました。今後は、金融機関が企業の再建計画の推進管理に大きく関わってきます。現在弊社でも、金融機関の依頼により「実抜計画書」の策定とその推進管理のモニタリングを数社行っています。

そこで問題となってきているのは、正しい経営戦略を持ったとして、それだけで企業を存続させ、発展させていく事が出来るであろうかということです。実は、必ずしもそうとはいえません。何故なら、たとえ正しい経営戦略が打ち出されたとしても、それを組織構成員が一丸となって遂行していくという企業文化が形成されていかなければ、実際の成果に結びついていかないからです。また、好ましい企業文化が形成されていかなければ、経営環境の変化を的確に読み取り、それに上手く適合していく為の正しい経営戦略を常に打ち出していくことができないからです。

企業文化の形成が、企業を存続させ、発展させていく上で極めて大切な事柄であるということについては、これまであまり関心は寄せられていませんでした。ところが最近になって、急速な経営環境の変化に対応し、新しい経営戦略を打ち出しても、組織が十分機能していない事態がいたるところで発生してくると、経営戦略に優先する何か大切なものがあるのではないかと考えられるようになってきました。そしてそれが何であるかを模索するうちに見出されてきたのが企業文化なのです。好ましい企業文化の存在が、経営戦略の立案や遂行の力となるということに気がつき始めた訳です。

好ましい企業文化とは

ところで、現在の経営環境下において、企業構成員がどのような行動をとり、どのような心情・気質を持つことが求められているのでしょうか。次の5つの要素に整理できます。

(1) 同一の危機感

今どれほどの努力がなされ改善が進行していようとも、それだけで企業の成長や発展が確保されるとか、自己の成長や生きがい感が得続けられるといった現状安住の考え方を排し、いかなる状況においても常に現在及び将来に対する危機感をもち、より一層の改善を実現していこうとする感情。

(2) 共通の価値観

組織構成員がある事象に直面した時に、その事象に対しどのような価値を認めるかについての考え方・見方が共通しているという状態をいい、同じ方向に向かって一致団結して行動しようとする気持ちを生み出す源泉となっているもの。

(3) 自信と信頼

“自信”とは、
自分の持っている能力、価値、可能性などを信じる気持ち、ないしは自分の存在を頼もしく思う気持ちであり

“信頼”とは、
他の持っている能力、価値、可能性などを信じ、頼りにする気持ちである。
いずれの感情も、積極的でチャレンジングな行動を生み出すのに必要不可欠なものである。

(4) 感謝の気持ち

自分が現在の状態でやっていけているのは、他者(物)から受けた力そえの結果であることに気づき心から有り難く思う気持ち・心情であり、他者(物)に対し、貢献していこうという意欲や献身的行動を生み出すもととなる感情である。

(5) 高い欲求水準

今どんなに好ましい状況にあろうとも、その状態に満足することなく、常に自己を律しながらもっとすばらしいもの(状態)を獲得していこうとする欲望をもっていることである。そのような欲望が鮮明に意識され、その実現の可能性が明確になればなる程、困難に妥協せず粘り強く行動したり、根気強く物事を追求していこうとする姿勢が引き出されてくる。

これらの5つの要素は、一つの連鎖的な関係を有します。勿論、実際面では、このように段階的に醸成されるというものでなく、複雑に影響しあいながら醸成されていくものです。

次回は、これらの5つ要素が現在の経営環境下において、何故重要なのか検討してみたいと思います。

2010年7月20日

アイクスグループ代表 小長谷 康

アイクスグループ40周年記念企画 羽生善治氏講演のご案内 たくさんのお申し込み、ありがとうございます。残席わずかです。

40周年営業企画委員会 委員長 飯田 邦博

今年創業40周年を迎えるアイクスグループでは、棋士羽生善治氏をお招きし、記念講演を企画、現在参加者を募集しております。

講演のテーマは「勝負を決める思考法」、将棋界での体験を基にしたお話ですが、経営者の方や起業をお考えの方にも好評な内容とお聞きしました。

厳しい勝負の世界である将棋界と企業経営者の物の考え方とが通じるものがあるのだと思います。

今回、広報誌Aiksで募集告知をさせていただく最後の機会となりました。

羽生さんが静岡に来ていただけるまたとない機会です。

聴講していただいた方の心に残るような内容であると確信しておりますので一人でも多くのお客様にご参加いただきたいと思います。

ご応募は、別紙参加申込書よりFAXにて承っております。

よろしく申し上げます。



アイクスグループ40周年記念講演

講師 : 羽生善治氏 (棋士)
テーマ : 勝負を決める思考法
日程 : 平成22年7月31日 (土) 18:30~20:00
会場 : 静岡県男女共同参画センターあざれあ 大ホール
静岡市駿河区馬淵1丁目17-1
<http://azarea.pref.shizuoka.jp/access.htm>



【羽生善治氏プロフィール】

1970年埼玉県出身。6歳の時に将棋を覚える。小学6年生で二上達也九段に入門し、プロ棋士養成機関の奨励会に入会。6級から四段までを3年間でスピード通過する。

1985年四段に昇段、史上3人目の中学生棋士となる。

1989年初タイトルの竜王位を獲得(当時、史上最年少の記録)。

1993年九段に昇段。

1996年王将位を獲得し「七大タイトル」(竜王・名人・棋聖・王位・王座・棋王・王将)全てを独占、史上初の七冠制覇を達成。

2009年9月、王座戦18連覇を達成。4冠(名人・王座・棋聖・王将)を堅持(平成21年11月現在)。2004年、将棋栄誉敢闘賞を受賞。

著書に、35万部を超えるベストセラー『決断力』(角川書店)の他、『羽生の頭脳1~10』(日本将棋連盟)、『図解羽生善治の頭脳強化ドリル』(PHP研究所)、『勝ち続ける力』(新潮社)、『人間力~自分でツキを呼び、直感を磨く方法~』(ビジネス社)がある。

目標達成能力を磨こう！

株式会社 船井総合研究所 竹内 実門



仕事柄さまざまな企業の経営会議や営業会議に参加する機会が多くあります。これらの会議の主題は経営活動や営業活動の進捗状況の確認と評価、今後の施策の検討とすり合わせです。

一般的には半期、四半期、月次といったスパンで年初に計画した目標と実績の差異を分析し、検証し、次月以降の対策を講ずるもので、私の支援先企業では目標はすなわち経営上で必要不可欠な予算として捉えて、予算と実績の差異を検討する会議という意味から予実会議と称しています。

多くの会社の予実会議に参加して感じるのは、目標が未達成の、いわゆる負けグセがついてしまっているグループの会議には共通した傾向があるということです。共通した傾向とは、すなわち会議が検討の会議ではなく言い訳の会議に終始してしまっているということです。

■ 期待はしてもアテにはしない

例えば100の目標予算に対して95の結果であった場合、先述のようにこの差異の5%について分析し評価、検証して、次月以降の施策を講ずるわけですが、ある利益責任者はこの差額の5%の原因についてとても分かりやすく上手に解説してくれます。このリーダーの発言を聞いて「このリーダーはアテにできる」と思うのですが、しばらく聞き進んでいくにしたがって「アレ？ チョット待てよ……」となるのです。

余談ですが私は「期待はしてもアテにはしない」という考え方をします。なぜならば期待は時に裏切られることもあるからです。「アテにできる」とは組織としていったん取り決められた目標に対しては真摯に取り組んで、すべき活動をきちんとやり切り、成果を創出する社員を指します。

言い方を変えればアテにできる社員の人数がすなわち組織力であり、アテにできる社員の数だけで利益単位を構成すればよいのです。ですから私が初めての会社でコンサルティングに携わる際に先ず意識して洞察しているのは、組織の中で「アテにして良い社員」の特定と人数の確定です。

■ ガンバリズムではなくがんばり方を明確にする

「アテにできる」と思った社員がしばらくの後に「チョット待てよ……」と評価が変わってしまう瞬間があります。その理由は、彼は雄弁に予算未達の5%についての解説はしてくれるのですが、次月以降の施策についての核心部分については「来月こそはメンバーのやる気を喚起し、鋭意努力してきっと目標を達成させます！」という具合に、漠然とした具体性のない締めくくりになってしまうことです。

今の時代に“がんばりたくない”なんて思っている社員はいません。成果の上がらない社員はがんばる気はあっても具体的ながんばり方が分からないのです。上司が部下に伝えるべきことは、感覚的なガンバリズムではなく、成果に結びつく具体的な活動としてのがんばり方なのです。がんばり方が具体的であるから部署のメンバーは自分の役割とすべきことが行動レベルで認識できるのです。

繰り返しますが、目標を達成させる上で必要なことはガンバリズムではなく、がんばり方、やる気ではなく具体的なやり方なのです。

「第一生命保険」の株式会社（平成22年4月1日）化により、株式の割当て等が行われました。

今回は、「株式の割当て」及び「金銭の受け取り」に対する、税務上の取り扱いについて、ご説明します。



税理士
中嶋 昌啓

1 概要

保険契約者ごとに、「割当株式数」が決定され（少数第2位まで「例…5.55株」）、**整数（例…5株）**部分は**株式または金銭**で、**端数（例…0.55株）**部分は**金銭**で受け取ります。

株式で受け取った場合の、**1株あたりの**売価（評価額）は**140,000円**です。

金銭で受け取った場合の、**1株あたりの**売却価格は**135,685円**です。

（金銭で受け取った場合は、株式を売却したことになりますので、売価（評価額）から引受証券会社の手取金額を差し引いた金額が売却価格になります。）

2 所得税（個人契約）関係

株式・現金で受け取った金額（評価額）の合計額が、所得税法上の「一時所得」となり、確定申告が必要になる場合があります。（平成22年分）

「一時所得」の計算（上記、5.55株の割当てがあり、5株を株式、0.55株を金銭で受け取った場合の計算例）

（株式） $140,000円 \times 5株 +$ （金銭） $135,685 \times 0.55株 = 774,626円 \cdots A$ （収入金額）

A （収入金額） $- 500,000円$ （特別控除額） $\times 1/2 = 137,313円 \cdots B$ （所得金額）

B （所得金額）が他の所得（事業、給与等）と合算され所得税額を計算します（確定申告）。

留意事項（例）

- ① 他に一時所得がある場合は、収入金額を合算して特別控除額（最高500,000円）を控除し、所得金額を算出します。
- ② 給与所得者で、年末調整の対象となる給与以外の所得のない方は、今回の割当金額（上記A（収入金額））が900,000円以下の場合、確定申告の必要はありません（確定申告をする場合は、900,000円以下でも申告しなければなりません。）

3 法人税（法人契約）関係

株式・現金で受け取った金額（評価額）の合計額が、平成22年4月1日の属する事業年度において、法人税法上の「益金の額」に算入されます。

仕訳（上記、5.55株の割当てがあり、5株を株式、0.55株を金銭で受け取った場合の仕訳例）

① 整数株式

有価証券 700,000円 / 雑収入 700,000円（ $140,000円 \times 5株$ ）

② 端数株式

預貯金 74,627円 / 雑収入 74,627円（ $135,685円 \times 0.55株$ ）

※ご不明な点等ございましたら、税理士または担当者にお尋ねください。



CONTENTS

- 改正 育児介護休業法が6月30日より施行
- 子ども手当 6月から支給開始

さて、今回のアイクス人事ナビでは 育児介護休業法についてご説明致します。従業員100名以下の事業主は平成24年6月30日施行予定です。子ども手当についても、再確認してみましょう。

1 6月30日から「改正 育児介護休業法」が施行

昨年7月に交付され段階的に施行されてきた改正育児介護休業法ですが、いよいよ6月30日、一部中小企業の経過措置を残し、最後の改正事項が施行されます。

【6月30日からの改正事項】

育児に関する改正

短時間勤務制度を義務化 所定外労働の免除を義務化	フレックスタイムや短時間勤務など複数の選択肢から1つの措置を設けることが義務でしたが、短時間勤務制度と所定外労働の免除については、制度を必ず設けることが義務となりました。
子の看護休暇の拡充	子ども1人につき年5日まで看護のための休暇が取得でき、子が2人以上の場合は年10日が上限となります。なお、健康診断なども取得理由として認められることになりました。
パパ・ママ育児プラス	育児休業は、原則として子が1歳に達するまで取得可能でしたが、父母ともに育児休業を取得する場合は1歳2カ月に達するまで延長されます。ただし、「1人が取得できる期間は1年間が上限となります(母親は産後休業と合わせて1年
出産後8週間以内の父親の 育児休業取得の促進	これまでは、育児休業は原則1回しか取得できませんでしたが、妻の出産後8週間以内に夫が育児休業を取得した場合、特別な理由が無くても2度目の育児休業を取得できるようになりました。
労使協定による専業主婦(夫) 除外規定の廃止	労使協定を締結すれば、配偶者が専業主婦(夫)などの場合は育児休業の対象外にできましたが、この規定が廃止されました。配偶者が専業主婦(夫)であったり、育児休業中であっても対象外とすることはできません。

介護に関する予定

介護休暇の新設	対象家族1人につき5日までの休暇が取得でき、対象家族が2人以上の場合は年10日が上限となります。直接介護する場合だけでなく、通院の付き添いや、対象家族のためにおこなう家事などの世話についても取得が認められます。
---------	---

2 子ども手当 6月から支給開始

民主党の中心的施策「子ども手当」法案が可決され、いよいよ6月から支給が開始されました。

「子ども手当」は、日本国内に住所のある者であって、中学校修了前(15歳以後最初の3月31日)までの子どもを監護(日常生活において世話をすること)し、かつ生計を同じくする父または母(養父母などを含む)に、子ども1人当たり月1万3千円(2年目からは月2万6千円の予定)が支給されるものです。

「子ども手当」の支給を受けるには、住所地の市区町村に申請し、認定を受ける必要があります。すでに「児童手当」を受け取っている世帯は手続きはいりません。4、5月分が、6月に支給されます。

なお、「子ども手当」の支給が開始される一方で、来年から所得税の扶養控除が、19歳未満の者について廃止・縮小される予定です。

テーマ

日曜診療は差別化になる？



平成20年の時点で全国の一般診療所（以下、診療所という）数は、約10万。そのうち、日曜日に診療を行っている診療所がどれだけあるかご存知ですか。

日曜診療を行う一般診療所数

厚生労働省が平成21年3月に発表した医療施設（静態・動態）調査（*）によると、20年の全国の診療所数は99,083。

前回調査の17年に比べ1.7%の増加となりました。

そのうち、日曜日の午前中に診療を行っている全国の診療所数は20年の時点で4,704。17年に比べ6.5%の増加となっています。ちなみに全国の診療所数に占める割合は4.7%に留まっています。

次に都道府県別に日曜日に診療を行っている診療所の割合をまとめると、右表のようになります。

都道府県別の状況

時間帯別に日曜午前中に診療を行っている診療所の割合をみると、茨城県と千葉県が8.8%で最も高くなっています。次いで埼玉県、神奈川県、栃木県、東京都といった関東地方での割合が高くなっています。但し、最高でも10%には満たないことから、日曜日に診療を行う診療所は、非常に少ないことがわかります。逆にいうと、日曜日に診療を行うことは、競合他院との差別化につながると考えられます。

日曜診療を行っている診療所のホームページを調べてみると、日曜診療を競合先との差別化に役立てようとする意図が見受けられます。しかし上述の調査結果をみると、日曜診療を行っている診療所が減少しているところがあります。当初の予測より需要が少なく、日曜診療をやめてしまうケースも考えられ、実際に日曜診療を続けるのは、難しいケースがあるように感じられます。

時間帯別日曜日に診療を行っている一般診療所の割合（単位：％）

	午前		午後		18時以降	
	17年	20年	17年	20年	17年	20年
全国	4.5	4.7	3.4	3.2	1.2	1.3
北海道	3.3	3.3	2.7	2.4	1.3	1.0
青森県	4.8	5.3	2.6	2.7	1.5	1.4
岩手県	3.3	3.4	2.5	2.4	0.7	1.0
宮城県	3.3	4.3	2.7	3.2	1.1	1.6
秋田県	3.2	4.2	1.5	1.6	0.6	0.7
山形県	3.0	4.1	2.0	2.6	0.3	0.4
福島県	4.3	4.9	2.2	2.7	0.9	1.0
茨城県	8.6	8.8	6.5	5.7	1.0	1.2
栃木県	6.6	6.6	4.3	3.5	1.7	1.4
群馬県	3.6	3.1	3.1	2.4	0.9	0.6
埼玉県	8.2	8.6	5.4	5.3	1.3	1.8
千葉県	9.0	8.8	7.0	6.3	1.6	1.6
東京都	5.6	6.2	5.1	5.3	2.0	2.4
神奈川県	6.7	7.2	4.7	4.6	1.6	1.7
新潟県	2.1	3.1	2.1	2.4	0.8	0.8
富山県	3.1	2.8	2.0	1.7	1.4	0.5
石川県	2.6	2.3	2.2	2.2	0.7	0.7
福井県	2.4	3.0	2.3	2.2	0.5	0.5
山梨県	3.4	3.5	2.6	2.3	1.2	0.6
長野県	2.8	2.7	2.3	2.3	0.7	0.7
岐阜県	4.1	4.2	2.1	2.5	0.6	1.5
静岡県	2.8	2.7	2.8	2.6	1.0	1.1
愛知県	5.9	5.5	4.5	3.9	2.0	1.9
三重県	6.2	5.5	2.0	2.3	1.3	1.5
滋賀県	5.6	5.1	2.7	2.0	0.7	0.8
京都府	3.1	2.9	2.3	2.2	0.8	0.8
大阪府	3.6	3.3	2.9	2.3	1.1	1.1
兵庫県	3.0	3.7	1.9	2.0	1.0	1.0
奈良県	5.2	5.9	2.9	2.6	1.5	1.2
和歌山県	3.0	3.1	1.8	1.8	0.6	0.5
鳥取県	3.0	2.1	2.4	1.9	1.1	1.1
島根県	1.6	1.6	1.3	0.8	0.1	-
岡山県	3.9	4.3	2.2	2.1	0.9	0.9
広島県	2.7	3.2	2.3	2.2	0.7	1.0
山口県	2.3	2.6	1.8	1.5	0.5	0.4
徳島県	3.8	4.8	1.7	1.9	0.8	0.9
香川県	2.1	2.6	1.4	1.6	0.7	1.1
愛媛県	3.5	4.4	1.7	1.9	0.3	0.5
高知県	2.3	2.3	1.5	1.9	0.7	0.5
福岡県	4.2	4.1	3.2	2.8	1.5	1.5
佐賀県	2.9	2.7	2.2	2.3	0.7	0.4
長崎県	1.7	1.9	1.5	1.3	0.7	0.6
熊本県	3.9	3.9	2.6	2.8	0.5	1.1
大分県	3.6	4.2	2.2	2.3	0.5	0.9
宮崎県	1.7	2.2	1.4	1.9	1.2	1.1
鹿児島県	3.9	3.8	3.1	2.9	1.6	1.5
沖縄県	4.7	4.2	3.4	2.5	1.2	0.7

厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」より作成

(*) 調査時点で開設している医療施設を対象にした調査。3年に1回実施されます。調査年の10月1日時点のデータになります。詳細は厚生労働省のウェブサイトを確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/1ist/79-1.html>



夏のごあいさつに、心をこめてお届けします。

お中元 キャンペーン

開催中

お世話になったあの方へ
スマル亭の味をご自宅で



※写真はイメージです。

選べる天ぷら
お好みの天ぷらが選べます!
(2個1パック)

スマル亭特製 4食分
そば・うどんセット

送料
税込

2,200円

※キャンペーン期間中の予約発送は、7月30日発送までです。
※北海道・沖縄へのお届けは、通常料金とさせていただきます。

お客様紹介

革命堂薬局は、
あらなみクリニック院長
荒浪暁彦先生と共同研究を重ね
アトピー性皮膚炎や脂漏性湿疹
を患っている敏感肌の方でも
お使いできる「無添加石鹸」を
開発いたしました。

喜びの声続出！ 数々の治療力を発揮する漢方療法

アトピー 漢方治療革命

乳幼児からの漢方治療で
きれいな肌に完治する！



あらなみクリニック院長
徳島大学漢方医学センター学術顧問
荒浪 暁彦

患者が決めた！ いい病院
東海4県で医療水準第1位！

「アトピー」 高学歴医師が活躍 徳島県 大塚製薬
アトピー治療の革命が起きた！ 漢方薬とは 高学歴医師の
漢方治療で早くまで完治を体験する経験が、漢方薬の力で実現

独自の漢流エキスをたっぷりと石鹸に配合しました。
荒浪先生の著書にも、その石鹸が紹介されています。



革命堂薬局オリジナル 漢流無添加石鹸

キャンペーン価格
1480円



安心の皮膚科医による
アレルギーテスト済み

革命堂薬局

営業時間 平日 / 10:00 ~ 19:00
土曜 / 9:00 ~ 18:00
定休日 / 木曜・日曜・祝日
フリーアクセス 0120-967-562

安倍川河口 徳洲会病院前バス停 徒歩1分
静岡市駿河区下川原南 5-17

オンラインショップからもご購入いただけます



私のお宝



「私のお宝」

杉山 浩美

乗り物が好きな甥っ子がいます。

中でも電車（江ノ電）が大好きで、三年ほど前に同じ電車好きのお友達と一緒に江ノ電に乗りに行ったときにお土産としてこのストラップをもらったのですが、どんなに楽しかったか一生懸命に話をしていた甥っ子の姿と初めてのプレゼント？にいまではすっかり色も落ちかかっていますがはずす事ができずにいます。



新入社員紹介

▶▶▶ こながや あきふみ 小長谷 昭文 所属 BPO部

静岡市出身、昭和59年10月24日生まれの25歳です。

スポーツ全般が好きで、バスケットボールは幼少時代から10年以上続けていました。また、最近になってゴルフを始めました。趣味として長く続けていけるよう、楽しみながら練習をしています。早くまともにプレーできるようになって、コースへ出ることが今の目標です。

他にこれといった趣味もないので、自分の視野・見聞を広めるためにも、今後いろいろなことにチャレンジして、新たな趣味を見つけていきたいです。

知識も経験も乏しいですが、一日も早く、お客様にとってなくてはならない存在になれるように、日々の成長を心がけ努力して参りたいと思います。よろしくお願いします。



▶▶▶ すずき のりよ 鈴木 典代 所属 BPO部

静岡市出身の30才 AB型です。

小学校三年生と幼稚園年中の女の子の子育て中です。

趣味は子供たちとDVD鑑賞やお菓子作りをすることです。

今まで確定申告時期などでアルバイトとしてお世話になったことはありますが、通常業務に携わったことはないので、早く仕事を覚え少しでもお役に立てるよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。



▶▶▶ やまざき しの 山崎 志乃 所属 税務コンサル部

FDAでひとつとび、石川県小松市出身、31才です。

大学進学のために静岡へ来て13年。現在、3人の子育てに追われ、めまぐるしい毎日を送っています。趣味は、学生時代にやっていたバレーボールとユニホックです。

前職は総務事務だったので、なかなか経理の仕事に慣れませんが、しっかりと身につけられるよう、頑張りたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。





〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田3875-92
TEL054-264-3171 FAX054-264-3180 (全社共通)
e-mail office@aiks-g.co.jp http://www.aiks-g.co.jp